

区役所市民課へのキャッシュレス決済導入等業務 基本仕様書

本仕様書は、本市（以下「発注者」という。）が発注する下記の業務に関して、受注者が当該業務を履行するために必要な事項を定める。

1 業務名

区役所市民課へのキャッシュレス決済導入等業務

2 目的

各区役所の窓口での住民票発行手数料等の支払手段に、クレジットカード、電子マネー及びQRコード（以下「クレジットカード等」という。）によるキャッシュレス決済を導入し、市民サービスの向上、業務の効率化及び行政のデジタル化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の予防策の一環とすることを目的とする。

3 委託業務内容

主な業務内容は以下のとおりとする。

- (1) キャッシュレス決済に対応した端末（以下「端末」という。）の提供
- (2) 端末のセットアップのサポート
- (3) 端末の操作研修の実施
- (4) 運用業務に必要なマニュアルの提供
- (5) 運用、保守の実施
- (6) キャッシュレス決済等を行った対象の歳入科目等（別紙1のとおり）に係る、地方自治法（地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第6条による改正後の地方自治法をいう。）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託業務
- (7) その他、本業務に必要なもの

4 キャッシュレス決済端末

(1) 仕様等

- ア クレジットカード等の読取・決済が可能であること。
- イ 決済日時、手段、金額等の各種データの集計、蓄積機能を備えていること。また、当該集計データを発注者がEXCEL等として出力できること。
- ウ キャッシュレスにより決済した旨記載されているレシートが発行可能であること。また、当該レシートに記載する発行者名等が発注者の任意で変更可能であること。
- エ レジ等と連携しなくても、端末だけで決済が可能であること。
- オ レシートだけではなく、端末画面またはWeb上でも、決済承認済の確認が可能であること。また、決済したデータは、その日のうちに当日分のデータが集計され、レシート及び端末画面またはWeb上で当該集計データの確認が可能であること。
- カ 決済センターとは、無線（Wi-fi、3G及びLTE）で通信が可能であること。
- キ PCI DSS（Payment Card Industry Data Security Standard）の現行基準に準拠するクレジットカード情報非保持型のものであること。
- ク 読み取ったカード情報、決済情報は、暗号化した上でカード会社へ送信すること。
- ケ カードリーダーのセキュリティは、PCI PTS（PIN Transaction Security）認定を取得していること。
- コ 区役所に設置する端末は全て同一機種とすること。

(2) 調達物品及びその数

- ア (1)の機能を有する端末 8台
 - イ レシート用ロール紙 80ロール
- ※ 調達物品は新品であること。
- ※ 初期導入後に発生するレシート用ロール紙等の消耗品費は、発注者が負担する

ものとしてよい。

(3) インターネット環境の整備について

決済センターとの通信に必要なインターネット環境の整備（モバイルWi-fi ルーター又はSIMカードの設置、利用契約及び通信料等）については本件業務に含めるものとし、受注者負担とする。

5 契約履行期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

6 設置する窓口

- (1) 中区役所 1階市民課窓口
- (2) 東区役所 1階市民課窓口
- (3) 南区役所 1階市民課窓口
- (4) 西区役所 1階市民課窓口
- (5) 安佐南区役所 1階市民課窓口
- (6) 安佐北区役所 1階市民課窓口
- (7) 安芸区役所 1階市民課窓口
- (8) 佐伯区役所 1階市民課窓口

7 キャッシュレス決済の利用開始日

令和4年1月20日（木）（予定）

8 指定納付受託の方法等

受注者は、地方自治法（地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第6条による改正後の地方自治法をいう。）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者となること。なお、納付方法は、納入義務者等に代わり立替払いをする「立替払い方式」とする。

(1) 指定納付受託業務の対象となる収入の種類等

別紙1「表1 指定納付受託業務の対象となる歳入科目等」のとおり

(2) 利用可能な決済サービス・ブランド等

以下のア、イ、ウの決済サービス及び各ブランドは必須とし、その他の決済サービス及びブランドについては提案によるものとする。

ア クレジットカード

Visa、Mastercard、JCBのうち2社以上

イ 電子マネー

交通系ICカード（ICOCA等）

ウ QRコード

PayPay

(3) 指定納付受託の方法等

ア クレジットカード等により決済した収入は、各月末日を締め日とし、翌月末日（土日祝日の場合は翌営業日）までに、発注者が指定する口座に、納入義務者が選択するクレジットカード等の支払方法を問わず、一括で納付すること。ただし、当該納付方法について他に提案がある場合は、この限りではない。

イ 月ごとのキャッシュレス決済による立替金の内訳明細及び取扱手数料の明細を入金予定日の5営業日前までに発注者に送付、または、入金予定日の5営業日前までにWeb上で発注者が確認できるようにすること。明細は設置場所ごとの内訳が確認できるようにすること。

ウ 上記で納付されたクレジットカード等の決済額に決済手数料率を乗じた額（税込）及び月額使用料については、納付確認後、受注者の請求により支払うものとし、1円未満の端数が出たときはこれを切り捨てるものとする。ただし、当該支払方法につい

て他に提案がある場合は、この限りではない。

エ 立替金を振り込む際の振込手数料は、受注者が負担すること。

(4) その他

決済ブランドの追加等の将来的な機能追加については都度提案すること。

9 セットアップ・保守・研修の実施

(1) 端末のセットアップのサポート

ア 端末等の設置、セットアップのサポートを行うこと。また、利用者に対してキャッシュレスでの支払いが可能であることを案内するポップ等を用意すること。

イ 導入時の端末の設定内容等については、発注者と調整の上、決定すること。

ウ 原則として既設のレジスターとの連携は行わず、独立した運用とするが、既設のレジスターと設置する端末の連携が可能な場合、または、端末を設置後にレジスターを更新することでレジスターとの連携が可能になる場合においては、発注者と協議の上、レジスターとの連携に係る端末の設定及び調整を行うこと。

(2) 保守対応

ア ハードウェア、ソフトウェアを含めたシステム全体の保守管理を行うこと。

イ 障害発生時の対応とその連絡方法等、サポート体制を明確にすること。

ウ 障害発生時には直ちに対応できる体制を整備し、窓口業務への影響が最小限になるよう対応すること。

(3) 端末の操作研修

端末の操作に関する研修を行うこと。具体的な研修の実施方法等は、発注者と調整の上、決定すること。なお、端末の設置場所における研修受講予定者数は別紙1「表2 研修受講予定者数」のとおりである。

(4) 操作マニュアル

端末の使用、操作マニュアルを納品すること。操作マニュアルには、決済取消時の対応や誤操作時の対処方法等についてもわかりやすく記載すること。

10 その他

(1) 受注者は、業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守しなければならない。

(2) 発注者は受注者に必要な情報を提供するものとする。

(3) 業務中に知り得た事項を第三者に漏洩し、または開示してはならない。

(4) 受注者は、予期せぬ事態が生じたときは、速やかに発注者に報告し、指示を仰ぐこと。

(5) この業務に関する契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）の改正等により消費税額等に変動が生じた場合は、契約締結後、後日、変更契約を締結する。

(7) 本仕様書に示すもののほか、運用方法や拡張性等、将来的に発注者にとって有益な提案がある場合は、積極的に提案すること。

(8) 受注者が業務の内容の全てを一括して第三者に再委託することは認めない。

ただし、業務内容の主たる部分を除く一部について、発注者の承諾を得た場合についてはこの限りではない。

(9) 受注者は、本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または、本仕様書に定めのない事項が生じた場合について、発注者と受注者双方協議の上決定する。

表 1 指定納付受託業務の対象となる歳入科目等

単位：円

歳入科目	参考金額 (令和 3 年 1 月 20 日～3 月 31 日分)
①住民票閲覧手数料	117,900
②除籍謄抄本交付手数料	6,653,250
③戸籍謄抄本交付手数料	7,681,500
④戸籍附票の写し交付手数料	779,100
⑤住民票の写し交付手数料	22,308,000
⑥戸籍記載事項証明手数料	47,600
⑦受理証明手数料	292,950
⑧住民票記載事項証明手数料	1,500,600
⑨印鑑証明手数料	13,938,900
⑩身分その他証明手数料	425,400
⑪自動車臨時運行許可手数料	830,250
合計	54,575,450

表 2 研修受講予定者数

単位：人

設置場所	常勤職員	会計年度 任用職員	計
中区役所市民課	17	34	51
東区役所市民課	12	21	33
南区役所市民課	14	28	42
西区役所市民課	20	35	55
安佐南区役所市民課	14	21	35
安佐北区役所市民課	10	11	21
安芸区役所市民課	8	4	12
佐伯区役所市民課	12	21	33
計	107	175	282

1 委託料※支払内訳

対象	委託料	支払予定日
令和4年1月	円	請求日から30日以内
令和4年2月	円	請求日から30日以内
令和4年3月	円	請求日から30日以内
合計	円	—

※ 決済手数料を除くキャッシュレス決済の導入、運用等に係る経費

2 決済手数料の支払

決済手数料は、月ごとのクレジットカード等の決済額に応じて、これに決済手数料率を乗じた額（税込）を受注者に支払う。